

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成30年4月2日

**【会社名】** ラオックス株式会社

**【英訳名】** Laox CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 羅 怡文

**【本店の所在の場所】** 東京都港区芝二丁目7番17号

**【電話番号】** (03)6852-8880

**【事務連絡者氏名】** 経営企画部長 松沢 淳

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区芝二丁目7番17号

**【電話番号】** (03)6852-8881

**【事務連絡者氏名】** 経営企画部長 松沢 淳

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成30年3月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成 30年 3月30日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

変更前定款第2条（目的）に、事業目的を追加する。

#### 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、羅怡文、矢野輝治、王哲、周斌、韓楓、須原伸太郎、徐<sup>84</sup><sub>83</sub><sup>84</sup><sub>83</sub>を選任する。

#### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、華志松を選任する。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項  | 賛成数<br>(個) | 反対数<br>(個) | 棄権数<br>(個) | 可決要件    | 決議の結果及び<br>賛成(反対)割合<br>(%) |
|---|------------|------------|------------|---------|----------------------------|
| 第1号議案<br>定款一部変更の件   | 445,026    | 1,578      | 0          | (注) 1   | 可決 99.6%                   |
| 第2号議案<br>取締役7名選任の件  |            |            |            | (注) 2   |                            |
| 羅 怡文  | 443,090    | 3,714      | 0          |         | 可決 99.1                    |
| 矢野 輝治   | 443,731    | 3,073      | 0          |         | 可決 99.3                    |
| 王 哲   | 443,594    | 3,210      | 0          |         | 可決 99.2                    |
| 周 斌   | 443,613    | 3,191      | 0          |         | 可決 99.2                    |
| 韓 楓   | 443,559    | 3,245      | 0          |         | 可決 99.2                    |
| 須原 伸太郎  | 444,170    | 2,634      | 0          |         | 可決 99.4                    |
| 徐 <sup>84</sup> <sub>83</sub> <sup>84</sup> <sub>83</sub> | 444,050    | 2,754      | 0          | 可決 99.3 |                            |
| 第4号議案<br>監査役1名選任の件  |            |            |            |         |                            |
| 華 志松  | 444,298    | 2,504      | 0          |         | 可決 99.4                    |

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席株主のうち議案に対する意思表示の確認ができた株主分を加算したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会の当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権1,275個は加算しておりません。